

奈良県告示第二百三十六号

平成十三年四月奈良県告示第四十八号（歳入の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和二年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

二中「桜井市倉橋二一六番地の二」を「桜井市初瀬二〇九八番地の二」に、「宇陀郡曾爾村今井三九九番地の二」を「宇陀郡曾爾村今井九七番地」に、「桜井市桜井二八

「所在地 吉野郡川上村迫一三三五番地

一番地の七」を「桜井市粟殿三五〇番地」に、名称 五條木材協同組合

所在地 五條市住川町八八八番地の一

の九 「所在地 御所市柳原一番

を「所在地 吉野郡川上村迫一三三五番地の九」に、名称 小川郷木材林産

五 「所在地 吉野郡東吉野村

一 協同組合 を「所在地 御所市柳原一番一」に改める。

小川三七番地」